

美郷町長 嘉 戸 隆 様
(美郷町議会議長経由)

文

1. 政務活動研究報告書(様式第7号その2) 1 部

2. 領収書等証票類 1 式

3. 視察等復命書(視察・研修会・会議等に政務活動費を要した場合) 1 式

令和7年3月10日

政 務 活 動 研 究 報 告 書

美郷町議会議員 牛 尾 博 文



支出内訳

(円)

科 目	金 額	備 考
調 査 旅 費 及び研修費	20, 000	講座参加費 20, 000
資 料 作 成 及び購入費	2, 860	書籍購入(1冊) 2, 860
広 報 費		
事 務 費		
要請・陳情 活 動 費		
そ の 他 の 経 費		
そ の 他 の 経 費		

領収書

No. 241229-25026004-1

発行日 2025年2月6日

牛尾博文 様

¥20,000-

但し、「市町村財政分析基礎講座」参加費

2025年1月23日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所
〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



領収書

No. 241229-25026004-2

発行日 2025年2月6日

牛尾博文 様

二

2025年1月23日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所
〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096

領収書

No. 241229-25026004-3

発行日 2025年2月6日

牛尾博文 様

¥2,860-

但し、「市町村財政分析基礎講座」テキスト代

上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所
〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスプリ日野103
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096



牛尾 博文 様

6004

領収書は上記から必要なものを切り取ってご利用ください。

0

交流会に不参加の方は金額が入っておりません。

多摩住民自治研究所事務局

報告書（研修）

研修名	よくわかる！市町村財政分析(基礎講座)
研修目的	決算、財政分析の基本を理解する
研修期間	令和7年2月2、3日
報告者	牛尾博文
費用	22,860円

講師



石山雄貴氏
(鳥取大学准教授)

当研修は、令和7年2月2、3日に多摩住民自治研究所の主催で行われた研修をオンライン受講したものである。

概要

1. 歳入の見方 経常一般財源

歳入の状況		(単位：千円・%)	
区分	決算額	構成	経常一般財源等
地方交付金	21,009,355	20.9	23,328,304
地方債	695,622	0.6	695,622
地方税	13,816	0.0	13,816
地方交付金	108,239	0.1	108,239
地方交付金	86,147	0.1	86,147
地方交付金	4,718,627	4.1	4,718,627
地方交付金	22,118	0.0	22,118
地方交付金	29	0.0	29
地方交付金	53,933	0.0	53,933
地方交付金	365,635	0.3	365,635
地方交付金	191,422	0.2	191,422
地方交付金	176,110	0.2	176,110
地方交付金	17,952	0.0	17,952
地方交付金	21,497,713	18.0	21,497,713
地方交付金	2,489,571	2.2	-
地方交付金	31,328,299	27.1	31,328,299
地方交付金	19,695	0.0	19,695
地方交付金	31,696	0.1	31,696
地方交付金	7,191,161	6.2	-
地方交付金	301,219	0.3	1,355
地方交付金	936,917	0.8	-
地方交付金	1,132,619	1.2	-
地方交付金	2,769,682	2.4	-
地方交付金	16,261,169	14.1	258
地方交付金	8,365,729	7.2	-
地方交付金	1,517,429	1.3	-
地方交付金	115,219,398	100.0	51,337,776

決算カードには2種類の歳入の状況が載っている

①決算額：総額

②経常一般財源等：

経常的にに入ってくる一般財源等

(毎年入ってくる自治体の裁量で使えるお金)

一般財源等：自治体の裁量で使えるお金

特定財源：用途があらかじめ決まって入ってくるお金

○歳入歳出差引（形式収支）

- 歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額

○実質収支

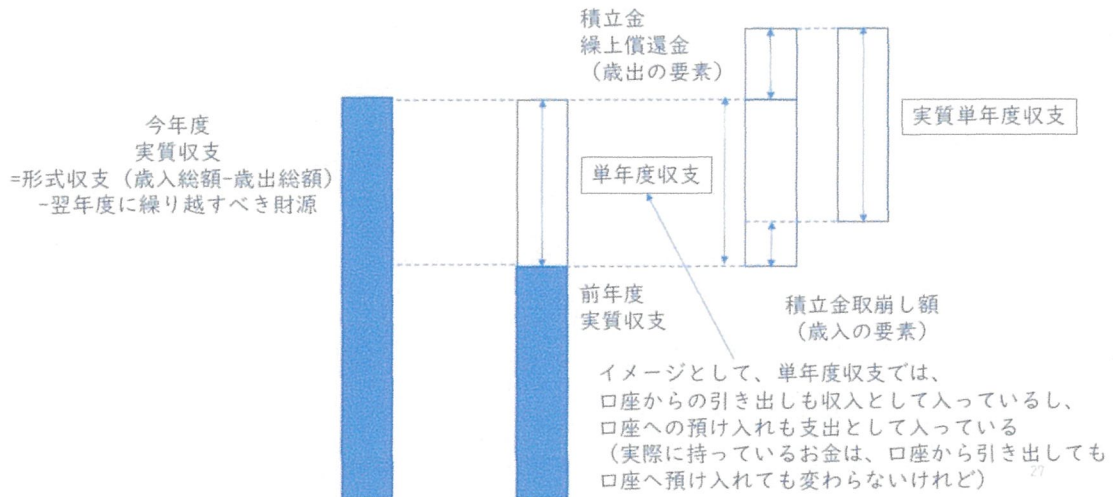
お財布の収支の4つの見方

- 形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

※実質収支比率(%) = 実質収支/標準財政規模×100

(3%以下だと赤字ギリギリ、5%以上だとお金使ってなさすぎ、やらなくてはならな

い仕事をしてない?)



(億円)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
412,115 (39.9%)	198,213 (19.2%)	157,854 (15.3%)	108,705 (10.5%)	155,571 (15.1%)

← 地方歳入 103兆2,459億円 →

(注) 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

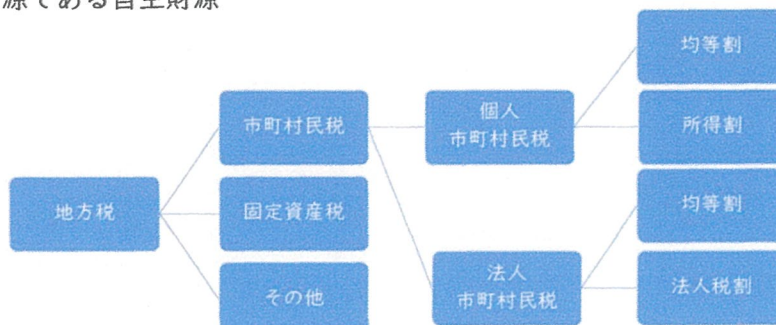
一般財源
自主財源

一般財源
依存財源

特定財源
依存財源

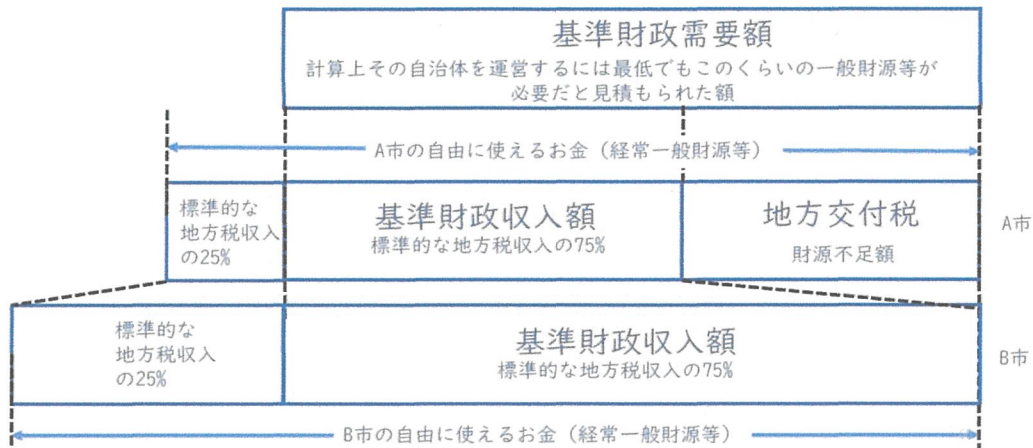
(1) 地方税

地方税とは 原則として自治体の裁量で使途を 決定できる一般財源かつ、自ら徴収する財源である自主財源



(2) 地方交付税

地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば



(3) 国庫支出金

国庫負担金： 地方団体が法令の定めるところにより実施しなければならないとされている事務事業のうち、全国的に一定の水準を維持し、併せて地方団体の財政負担を軽減するため、国と地方団体との間の経費負担区分に基づき国が支出するもの。

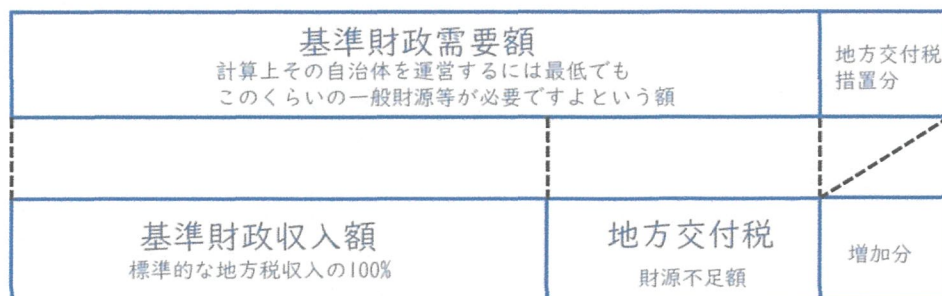
国庫補助金： 国庫支出金とは国が特定の事務事業の実施を奨励し、又は助長するために交付するものと、地方団体の財政を援助するために交付するもの。

国庫委託金： 本来的に国が直接実施すべき事務事業を執行の便宜上地方団体に委託するなど、専ら国の利害に関係がある事務事業の必要経費をその委託のつど交付するもの

(4) 地方債

- 自治体の責任で行う借金
 - インフラや公共施設整備等のストック財を整備するために使用目的を決めて起債
- 地方債の見方**
- 基本的に赤字だから借金するわけではない
 - 大規模な公共事業などについて、あえて起債することで財政負担を平準化、世代間の負担を公平に
 - 重要なポイントは地方債の返済＝公債費は、一般財源が充てられる＝財政を圧迫する

【地方交付税措置（イメージ）】



【臨時財政対策債（イメージ）】

振替前算定額		
一つ一つ計算式通り計算して算出した（本来の）基準財政需要額		
基準財政需要額		地方交付税 削減額
		臨時財政対策債 振替相当額
基準財政収入額 標準的な地方税収入の75%	地方交付税	国の財源不足額 =地方交付税削減額分 発行可能額

・・・判断が分かれる臨時財政対策債・・・

- 交付税で措置されるので「実質的な地方交付税」とも呼ばれるが、一方で自治体の責任で行う「借金」であり、本来の地方債の性格にそぐわない。
- 人口減少によって各行政項目の基準財政需要額が減少すれば、交付税措置したとしても、地方交付税の交付金額は純増することにはならない不安定さ
- R4以降、発行可能額は大幅に減（地方交付税の財源が以前よりも確保された）

（５）臨時費目

- ☞ 「地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組 等を一層推進」してくだされと地方交付税が上乗せされる が、地方交付税は自治体の裁量で使える財源であるため、制度的な矛盾がある（やらなくて良い？）
- ☞ 国家-地方自治体関係のなかで、政策を浸透させる手段としての地方交付税が位置付けられ、そうした姿は地方交付税の理念から見て、本来の地方交付税のあり方とずれてないか

2. 歳出の見方

○目的別歳出：経費を行政目的毎に分類したもの

- 議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、諸支出金、公債費、災害復旧費、予備費

○性質別歳出：経費を経済性質別に分類したもの

• 主な性質別歳出

人件費：市職員の給与や退職金 歳出の見方

扶助費：社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用（生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づくものや市独自事業も）

物件費：賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料 20

補助費等：主に市内の団体などに補助するために交付する費用

繰出金：別の会計（特別会計や基金）に支出される費用。なお、法適用事業への繰出金は「補助費等」、法非適用事業への繰出金は「繰出金」に分類される

投資的経費：主として道路の新設や保育所・小中学校の改築などの建設事業費（普通建設事業費）

公債費：

- 地方債償還にかかるお金
- 基本的に一般財源等が充てられる
- 公債費が多いと財政が圧迫される
- 一部、地方交付税で措置されるものもあり

—公債費負担比率—

- 地方公共団体の一般財源等総額に占める公債費の割合
- 一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ライン

費用積立金：貯金した費

区 分	決 算 額	構 成 比	充 当
人件費	12,256,048	9.0	
退職給付金	7,638,754	5.6	
扶助金			
内 元利償還金 { 元金 子	169,405	0.1	
誤一時借入金 利子	38	0.0	
(義務的経費計)	52,834,676	38.7	
物持修費	23,015,471	16.9	
補助費	1,486,501	1.1	
うち一部事務組合負担	11,448,994	8.4	
繰出金			
積立金	24,403,046	17.9	
投資・貸付金	23,344	0.0	
前年度繰上充用金			
投資的経費	14,021,862	10.3	
うち人件費	258,508	0.2	
普通建設事業費			
うち補助費			
災害復旧事業費	9,351	0.0	
災害対策事業費			
歳出合計	136,428,463	100.0	

義務的経費

その他の経費

投資的経費

(1) 充当一般財源・特定財源

- 充当一般財源：自治体の裁量で使い道を決めた結果の額
- 充当特定財源：予め用途が決められて入ってきた金額をその用途通りに支出した結果の額
- 充当一般財源額の構造と決算額の構造は異なる
- 民生費の多くは特定財源
- 例えば、生活保護事業における保護費：国が3/4、地方自治体が1/4を負担

		被用者		非被用者		公務員
		国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	
0歳～3歳未満	特別給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 10/45 地方 8/45	国 2/3	地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特別給付 (所得制限以上)	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方 1/3	国 2/3	地方 1/3	

(2) 経常経費等充当一般財源

経常的に使う経費に充てられた一般財源等の額

区 分		決 算 額	構 成 比	充 当 一 般 財 源	経常収支比率	
人 件 費		12,256,048	9.0	10,991,885	9,954,801	17.0
う ち 職 員 給 費		7,638,754	5.6	6,507,094		
扶 助 費		36,812,173	27.0	8,707,445	8,707,445	14.9
公 債 借 費		3,766,455	2.8	3,677,328	3,677,328	6.3
内 元 利 償 還 金 { 元 金 }		3,597,012	2.6	3,516,092	3,516,092	6.0
利 子 金 利		169,405	0.1	161,198	161,198	0.3
配 一 時 借 入 金 利		38	0.0	38	38	0.0
(義 務 的 経 費 計)		52,834,676	38.7	23,286,658	22,339,574	38.2
物 件 費		23,015,471	16.9	15,508,370	14,482,101	24.7
維 持 補 修 費		1,486,504	1.1	1,324,448	1,324,448	2.3
補 助 費 等		11,448,994	8.4	7,872,130	6,456,695	11.0
う ち 一 部 事 務 組 合 負 担 金		1,100,180	0.8	444,551	367,930	0.6
繰 出 金		9,194,566	6.7	8,177,264	5,246,663	9.0
積 立 金		24,403,046	17.9	8,299,956	-	-
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金		23,344	0.0	1,134	1,134	0.0
前 年 度 繰 上 充 用 金		-	-	-	-	-
投 資 的 経 費		14,021,862	10.3	5,753,509	経常経費充当一般財源等計	
う ち 人 件 費		258,508	0.2	258,508	49,850,615 千円	
普 通 建 設 事 業 費		14,012,511	10.3	5,753,158	経常収支比率	
う ち 補 助 費		3,289,092	2.4	386,366	85.1 % (85.1 %)	
う ち 単 独 費		10,723,419	7.9	5,366,792	(減収補填(特例分)、猶予特例債	
災 害 復 旧 事 業 費		9,351	0.0	351	及び臨時財政対策債除く)	
失 業 対 策 事 業 費		-	-	-	歳入一般財源等	
歳 出 合 計		136,428,463	100.0	70,223,469	74,726,330 千円	

ー 経常収支比率とはー

・ 地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常収支比率(%) = 経常経費充当一般財源等 / (経常一般財源等 + 臨時財政対策債等) × 100

・ 経常収支比率が低いと経常経費に経常一般財源等を充ててもまだ余裕があるので、臨時的な経費への支出をすることができたり、景気や歳入の変動に対応できると考えられる。

・ 逆に経常収支比率が高いとそうした余裕がないので、「財政が硬直化している」と判断される。

第42表 団体規模別経常収支比率の状況 (令和3年度)

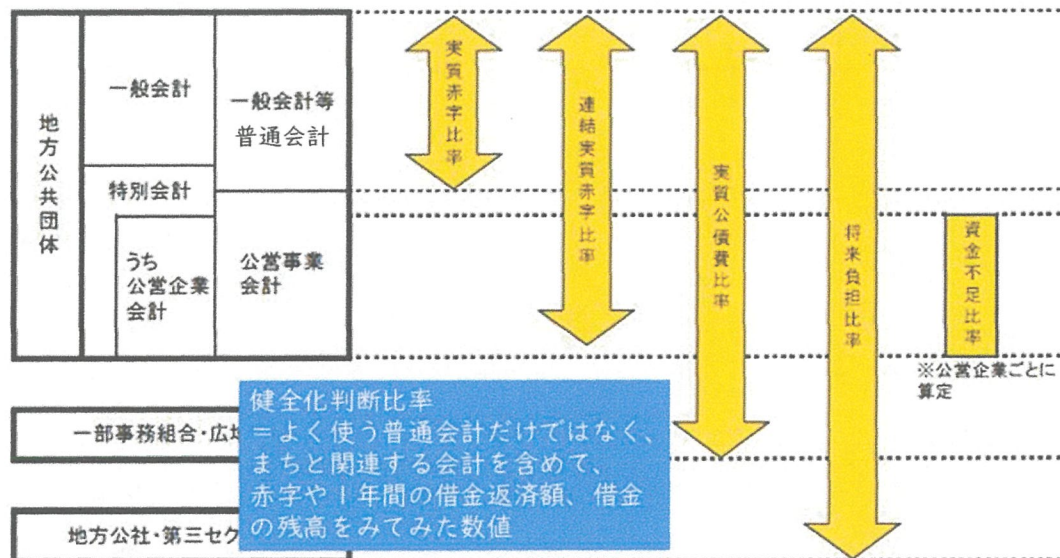
(単位 %)

区 分	経常収 支比率	う ち						
		人件費	物件費	扶助費	補助費等	公債費	繰出金	その他
政 令 指 定 都 市	92.7	29.8	11.6	15.6	7.4	17.6	8.8	1.9
中 核 市	88.7	23.5	14.5	14.6	8.3	14.9	11.2	1.7
施 行 時 特 例 市	88.8	25.4	16.0	12.6	9.1	13.1	10.5	2.1
中 都 市	88.6	23.8	16.0	12.7	10.2	13.7	10.7	1.5
小 都 市	88.1	23.7	13.8	9.4	12.6	16.3	10.5	1.8
町村 (人口1万人以上)	84.6	23.1	14.0	6.7	13.9	14.1	11.2	1.6
町村 (人口1万人未満)	81.7	23.8	13.3	3.4	13.3	16.5	9.3	2.1

(注) 比率は、加重平均である。

様々な住民ニーズに対応するため、多様な人材を確保する必要が高まっていることから、人件費が高くなることはやむを得ない(むしろそうすべきである！)

3. 財政健全化判断比率



第 6004 号



市町村財政分析基礎講座修了証

牛尾 博文 様

あなたは当研究所主催の2025年冬期
「よくわかる！ 市町村財政分析基礎講
座」の課程を修了されました

地方自治の発展のために さらに尽力さ
れますよう期待いたします

2025年2月3日

NPO法人 多摩住民自治研究所
理事長 荒井文昭